

基本目標	取り組み内容（令和7年度実績）	評価・対応															
I 暴力を生み出さない意識づくりの推進	○ D V予防啓発活動 D V等の防止について、4月の若年層の性暴力被害予防月間中に、予防啓発チラシ及びポスターを掲示した。 11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に、パネル展示、ホームページ・センター情報誌での掲載、小学生・中学生・高校生へ予防啓発リーフレットを配布するなど、幅広い年齢層への啓発を行った。また、昨年度に引き続き、富山銀行の協力により本店ビルでパープルライトアップを実施した。 ○ 若い世代へのデートD V等予防啓発 若い世代がお互いを尊重し、よりよい人間関係を作っていくための知識を身につけ、暴力は絶対に許されないという意識を浸透させる機会として、中学校及び高等学校への出前講座を実施した。 （講座開催4校（志貴野中、伏木中、国吉義務教育学校、高岡高等支援学校））	○ 今後も市民一人ひとりが人権意識を高め、暴力を生み出さないという意識を社会全体で共有する必要がある。D V予防啓発講座を事業所や地域でも実施できるよう働きかけを行うとともに、研修会等の様々な機会やS N Sや市ホームページ、情報誌等の媒体を活用し、幅広い年齢層を対象に意識啓発を実施する。 ○ 令和7年度から、デートD V予防啓発講座の実施前にデートD Vの認知度を尋ねるアンケート調査を実施するとともに、講座後に従来から実施していた感想に加え、講座の理解度を問うアンケート調査を実施した 実施後に生徒や先生からいただいた感想では、「よく理解することができた。」「今後も授業を継続していきたい。」などがあり、意識の高まりが感じられた。今後も、より多くの児童生徒に対し、教育・啓発活動を行う。															
II 身近で安心して相談できる体制の充実	○ 男女平等推進センター相談室の周知 令和6年度に比べ令和7年度の相談実人数は減少したものの、全相談件数に占めるD V相談の割合は7割を超えている。年代別割合は40代・50代が最も高く、約6割を占めている。より多くの幅広い年代の方に相談窓口を周知するため、広報紙、ホームページ、センター情報誌等による周知に加え、多言語に対応したオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を公共施設や商業施設に設置した。 ・男女平等推進センター相談室の相談状況 <table><tr><td>相談状況</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談実人数（人）</td><td>924</td><td>863</td></tr><tr><td>うちDV相談実人数（人） （DVの割合（％））</td><td>567 (61.4%)</td><td>535 (62.0%)</td></tr><tr><td>相談延件数（件）</td><td>2,428</td><td>2,435</td></tr><tr><td>うちDV相談延件数（件） （DVの割合（％））</td><td>1,649 (68.0%)</td><td>1,734 (71.2%)</td></tr></table> ・相談室カード設置施設 市役所、市内医療機関、地域包括支援センター、各公私立保育園、商業施設 ○ 被害者の緊急時における一時保護支援 緊急時には警察や児童相談所等の関係機関と連携し、安全に被害者やその同伴者を一時保護につなげるための同行支援を行った。 （富山県女性相談支援センターへの一時保護3件） （民間宿泊施設への緊急避難0件） ○ 保護命令に関する情報提供・支援 保護命令について情報提供を行い、被害者が保護命令を申し立てる際は、円滑に手続きができるよう支援した。 （保護命令4件） ○ 住民基本台帳の閲覧等の制限 被害者保護のため、支援措置に関して、関係する各機関、各課において被害者に対する情報の共有と情報管理の徹底に努め、迅速に対応した。 （閲覧制限63件）	相談状況	R6	R7	相談実人数（人）	924	863	うちDV相談実人数（人） （DVの割合（％））	567 (61.4%)	535 (62.0%)	相談延件数（件）	2,428	2,435	うちDV相談延件数（件） （DVの割合（％））	1,649 (68.0%)	1,734 (71.2%)	○ 引き続き、男女平等推進センター相談室が身近で安心して相談できる機関と認識されるよう、オレンジ相談カードの設置場所の拡充や効果的な周知方法を検討し、実施する必要がある。 ○ 引き続き同行支援や、緊急に避難を必要とする被害者等の安全のため、一時保護に先行した緊急避難場所となる宿泊施設の確保・提供に努め、被害者の安全確保を図る必要がある。 ○ 引き続き保護命令について情報提供を行い、支援に努める。 ○ D V対策関係会議などで情報共有を行うとともに、住民基本台帳事務の支援措置について関係課と連携し、D V被害者への迅速かつ適切な対応を図る。
相談状況	R6	R7															
相談実人数（人）	924	863															
うちDV相談実人数（人） （DVの割合（％））	567 (61.4%)	535 (62.0%)															
相談延件数（件）	2,428	2,435															
うちDV相談延件数（件） （DVの割合（％））	1,649 (68.0%)	1,734 (71.2%)															
III 被害者の自立を支援する体制の強化	○ 住宅の支援 D V被害者の市営住宅入居申込時に、単身での入居許可や空き住居がない場合の待機順番の繰上げなど、入居要件に関する法的緩和措置を実施することで、D V被害者の安全な生活確保に支援した。 （D V被害者の市営住宅入居件数4件） ○ 民間支援団体による生活支援の情報提供 民間支援団体（※）と連携しD V被害者に対し生活物資等を提供し、生活再建に向けた支援を行った。 ・生活資金の貸付及び提供：貸付17件、提供2件 ・生活物資の提供：13件 ※高岡D V被害者自立支援基金パサパ D V被害者の自立を支援することを目的に、生活資金の無利子貸付、生活物資の提供等を行っている民間団体	○ D V被害者の安全な生活の確保と自立した生活再建を図るため、防犯対策が施してある民間賃貸住宅に入居する際に要する家賃等の一部を助成する制度を令和6年度に創設。 ○ 被害者が自立して生活しようとする際に、複数の課題を同時に抱えている場合もあることから、引き続き課題解決にかかわる関係機関と認識を共有しながら連携を図り、自立を支援する体制をつくる必要がある。 ○ 民間支援団体は、活動を通じて被害者が抱える問題やニーズを把握しやすい立場にあり、柔軟に対応できることから、引き続き連携・協力し、被害者の多様な状況に応じた支援を推進する。															
IV 暴力を許さない高岡ネットワーク	○ 高岡市D V対策関係機関連絡会の設置、会議開催 高岡市D V対策関係機関連絡会を開催し、関係機関との緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換を行った。（R7.6.25） （関係機関 高岡警察署、富山県女性相談支援センター、高岡児童相談所、高岡厚生センター、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員協議会、医師会、パサパ）	○ 被害者に寄り添った支援を行っていくため、個別の事案において円滑な体制をとれるよう、関係機関との緊密な連携・協力体制を図る必要がある。															